

○工学院大学科目等履修生規程

(平成5年3月19日)

改正

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学学則第52条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 本学の学部生以外の者が本学学部において、授業科目の1科目または複数の授業科目の履修を希望する場合は、学部学生の教育研究に支障が生じない限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(出願資格)

第3条 科目等履修生として出願できる者は、履修科目を学修し得る十分な学力があると認められる者とする。

2 外国籍の者で「留学」の在留資格への資格変更、「留学」の期間変更が必要な者は、出願することができない。

(試験および単位)

第4条 科目等履修生は履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目に定められた単位を認定する。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、別に定める出願書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(出願期間)

第6条 出願期間は別に定める。

(志願者の選考および入学許可)

第7条 志願者の選考は、志願者が履修を希望する授業科目の所属学科が行い、入学許可は教授総会の意見を聴いて学長が決定する。

(入学時期および履修期間)

第8条 入学時期は、原則として学期の始めとし、履修期間は当該学期の終わりまでとする。

2 夏期特別授業を履修する場合の入学時期は7月とし、履修期間は夏期特別授業の終わりまでとする。

(検定料)

第9条 検定料は出願のたびに5,000円とする。

(授業料)

第10条 科目等履修生として入学を許可された者は、授業料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 授業料は次のとおりとする。

(1) 本学卒業生は1単位につき10,000円

(2) 学外者は1単位につき20,000円

3 指定の期日までに前項の手続を完了しない場合は入学許可を取り消す。

(既納の諸納付金の返還)

第11条 一旦納入した諸納付金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 重複または超過納入になった諸納付金がある場合。

(2) 履修を予定していた授業科目が時間割変更により履修が困難になった場合。

(単位修得証明書の交付)

第12条 試験に合格した履修科目については、本人の申請により、単位修得証明書を交付する。

(学士の学位)

第13条 科目等履修生には、学士の学位の授与は行わない。

(退学および除籍)

第14条 本学の諸規則に違反し、または科目等履修生として適当でないと認められたときは、学長はこれを除籍することができる。

(規則の準用)

第15条 この規程に定めるものの他、科目等履修生には学部学生に関する諸規則を準用する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。
- 3 授業料改定に伴う一部改正。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う表記の変更。

附 則

- 1 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 外国人留学生の出願資格についての制定。